



市章

# 大和高田市公報



市の木：さざんか

## 目 次

### 条例

○大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	6
○大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（ 〃 ）	6
○大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（税務課）	7
○大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例の一部を改正する条例（保険医療課）	15
○大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例（介護保険課）	16
○大和高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（学校教育課）	16

### 規則

○一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	17
○大和高田市会計規則の一部を改正する規則（会計課）	28
○生活保護法施行細則の一部を改正する規則（保護課）	33
○大和高田市養育医療の給付に関する規則の一部を改正する規則（保険医療課）	36

### 告示

○公示送達（収納対策室）	36
○公示送達（ 〃 ）	37
○放置自転車等の移動・保管（生活安全課）	37
○6月定例議会の招集（財政課）	38
○公示送達（収納対策室）	38
○公示送達（税務課）	39
○引取りのない放置自転車等の処分（生活安全課）	39
○平成30年度大和高田市一般会計補正予算（第1号）の要領の公表（財政課）	39
○放置自転車等の移動・保管（市民協働推進課）	41

### 公告

○幸町公園他照明改修工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	42
○馬冷池公園照明改修工事に関する条件付き一般競争入札公告（ 〃 ）	45
○秋吉地内災害復旧工事に関する条件付き一般競争入札公告（ 〃 ）	48
○感染性廃棄物処理業務に関する条件付き一般競争入札公告（病院管理課）	51
○大和高田市橋梁定期点検業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	54
○菅原小学校児童ホーム改修工事に関する条件付き一般競争入札公告（ 〃 ）	57

○保育所職員便所改修工事に関する条件付き一般競争入札公告( 〃 )	59
○保育所職員便所改修工事に関する条件付き一般競争入札公告( 〃 )	62
○都市計画案の縦覧(都市計画課)	65
○高田中学校グラウンド東側側溝及び昇降口前改修工事に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理室)	65
○三倉堂池災害復旧工事に関する条件付き一般競争入札公告( 〃 )	68
○永和町地内水路災害復旧工事に関する条件付き一般競争入札公告( 〃 )	71
○日之出西本町地内側溝維持工事に関する条件付き一般競争入札公告( 〃 )	74
○曙町地内側溝修繕工事に関する条件付き一般競争入札公告( 〃 )	77
○土庫小学校消火栓設備改修工事に関する条件付き一般競争入札公告( 〃 )	80
○公売公告(収納対策室)	83
○公売公告( 〃 )	85
○農業振興地域整備計画案の縦覧(産業振興課)	87
<b>教育委員会</b>	
○大和高田市立図書館規則の一部を改正する規則(文化振興課)	87
○平成30年度大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱(教育総務課)	88
○大和高田市教育委員会6月定例委員会の招集(教育総務課)	90
○大和高田市立図書館相互貸借要綱の一部を改正する告示(文化振興課)	90
○大和高田市立学校給食調理業務の委託業者の選定を公募型プロポーザル方式で行う公告(教育総務課)	90
<b>選挙管理委員会</b>	
○大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1の数等(選挙管理委員会)	96
○選挙人名簿の登録日(選挙管理委員会)	96
<b>農業委員会</b>	
○農業委員会7月定例委員会の招集(農業委員会)	96
<b>公営企業</b>	
○大和高田市水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程(水道総務課)	97
○配水管布設替工事に関する条件付き一般競争入札公告(下水道課)	97
○配水管布設工事に関する条件付き一般競争入札公告( 〃 )	100
○築幹大谷地内管渠工事に関する条件付き一般競争入札公告( 〃 )	103
○土枝池尻地内管渠工事・給配水管移設工事に関する条件付き一般競争入札公告( 〃 )	106
○曾大根2丁目地内管渠工事・給配水管移設工事・配水管布設替工事に関する条件付き一般競争入札公告( 〃 )	109

公布された条例のあらまし

◇大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 理由

高等学校に勤務する教職員の特殊業務手当の額について、県立高校との均衡を図るため、奈良県に準じた額に増額するものです。

2 内容

- ① 修学旅行等引率指導業務に従事した場合、又は対外運動競技等引率指導業務に従事した場合の額を3,400円から4,250円に改定するとともに、部活動指導業務で週休日等に行うものに従事した場合の額を次のとおりとします。(第22条の2関係)

改正前	改正後
ア 4時間以上8時間未満行う業務 2,400円	ア 4時間程度行う業務 3,000円
イ 8時間以上行う業務で泊を伴わないもの 3,000円	イ 4時間程度行う業務で泊を伴うもの 3,400円
ウ 8時間以上行う業務で泊を伴うもの 3,400円	

- ② その他所要の改正(第22条の4関係)

3 施行期日

公布の日

◇大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 理由

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、引用する条項について所要の規定の整備を行うものです。

2 内容

- ① 一般地方独立行政法人の引用元を地方独立行政法人法第8条第3項から同法第8条第1項第5号に改めます。(第8条関係)
- ② その他所要の改正(第9条及び第9条の2関係)

3 施行期日

公布の日

◇大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

1 理由

地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 内容

- ① 固定資産税及び都市計画税について

- 償却資産に係る固定資産税の減額特例措置について、課税標準となるべき価格に乗ずる割合を規定します。(第1条の改正附則第10条の2関係)

特例対象	改正前	改正後	条例

「先端設備導入計画」に記載された一定の機械・装置等	—	わがまち特例を導入 零以上1/2以下の範囲 内で市町村の条例で定める 割合	零	
---------------------------	---	--	---	--

・ 「中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき中小事業者等が取得する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の時的な特例措置」（最初の3年間に限り、課税標準額を価格の1/2とする。）が平成30年度末をもって廃止され、地方税法の関係規定が削除されたことに伴い、規定の整備を行います。（第2条の改正（第86条の改正部分を除く。））

② 個人市民税について

・ 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除へ10万円振り替えられることに伴い、障害者、未成年者、寡婦又は寡夫の個人市民税非課税措置要件を125万円以下から135万円以下に引き上げます（第1条の改正第12条第1項関係）。また、個人市民税均等割及び個人市民税所得割の非課税基準額を10万円引き上げます。（第1条の改正第12条第2項及び附則第5条の4関係）

・ 高額所得者に係る基礎控除の見直しに伴い、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者について、基礎控除及び調整控除を適用しないこととします。（第1条の改正第19条及び第23条関係）

③ 法人市民税について

・ 大法人の法人住民税の納税申告書について、電子情報処理組織を使用して行う方法（eLTAX）による提出を義務付けます。（第1条の改正第40条第1項、第10項、第11項及び第12項関係）

※大法人・・・内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等をいう。

④ 市たばこ税について

・ 市たばこ税の税率を平成30年10月1日から段階的に引き上げます。（第1条の改正第87条関係、第3条の改正第87条関係、第4条の改正第87条関係）

（税率：1,000本当たり）

実施時期等	合計	（参考）	
		県たばこ税	市たばこ税
現行	6,122円	860円	5,262円
H30年10月1日	6,622円	930円	5,692円
H32年10月1日	7,122円	1,000円	6,122円
H33年10月1日	7,622円	1,070円	6,552円

・ パイプ式たばこの区分で課税していた加熱式たばこを新たな区分と「重量」及び「価格」で紙巻たばこの本数に換算することにより課税することとします。新課税方式へ移行するための経過措置を設けます。

改正段階	加熱式たばこの換算方法
現行	現行の換算本数×1.0
H30年10月1日	現行の換算本数×0.8+新換算本数×0.2
H31年10月1日	現行の換算本数×0.6+新換算本数×0.4
H32年10月1日	現行の換算本数×0.4+新換算本数×0.6
H33年10月1日	現行の換算本数×0.2+新換算本数×0.8
H34年10月1日	新換算本数×1.0

- ・ 小売販売業者等が新税率と旧税率の差に相当する税額を不当に利得することを防止するため、手持品課税を実施するとともに、平成27年度税制改正において講じた旧3級品の製造たばこの税率引上げに係る経過措置を半年間延長します。(第1条の改正第84条及び第86条関係、第2条の改正第86条関係、第3条の改正第86条関係、第4条の改正第86条関係、第5条の改正第86条関係)

### 3 施行期日

平成30年10月1日

平成31年1月1日

平成31年4月1日

平成31年10月1日

平成32年4月1日

平成32年10月1日

平成33年1月1日

平成33年10月1日

平成34年10月1日

公布の日又は生産性向上特別措置法の施行の日のいずれか遅い日

---

#### ◇大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例の一部を改正する条例

##### 1 理由

高齢者の医療の確保に関する法律が一部改正され、住所地特例の適用要件が拡大されたことを受け、医療費助成の対象者を明確化するため、所要の改正を行うものです。

##### 2 内容

- ① 県内に所在する障害者支援施設等に入所するため当該施設に住所を異動した者は、住所地特例として医療費助成の対象者とすることができることを明記します。(第2条の2関係)
- ② その他規定の整備(第2条関係)

##### 3 施行期日

公布の日

---

#### ◇大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例

##### 1 理由

介護保険法施行令の一部改正により、引用規定の条ずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

##### 2 内容

保険料率の所得階層を定める規定中で引用する介護保険法施行令の条項を改めます。(第4条関係)

##### 3 施行期日

平成30年8月1日

---

#### ◇大和高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

##### 1 理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正により、当該省令に従って定め

ることとされている放課後児童支援員の資格要件が拡大されたこと及び教員免許状の更新を受けていない場合の取扱いが明確化されたことを受け、規定の整備を行うものです。

## 2 内容

- ① 放課後児童支援員の資格として、新たに「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者」を追加します。
- ② 教育職員免許を取得した者であれば、その後の更新講習を受講せず当該免許が失効している場合であっても資格要件を満たす旨を明記します。(第10条第3項関係)

## 3 施行期日

公布の日

# 条 例

## 条例第20号

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月19日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第22条の2第1項第4号中「土曜日若しくはこれに相当する日」を「正規の勤務時間が4時間若しくは3時間45分である日」に改め、同条第2項第3号中「3,400円」を「4,250円」に改め、第4号ア中「4時間以上8時間未満」を「4時間程度」に、「2,400円」を「3,000円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「8時間以上」を「4時間程度」に改め、同号ウを同号イとする。

第22条の4第1項中「(昭和57年教育委員会規則第4号)第20条の2から第20条の4まで」を「(平成13年教育委員会規則第1号)第25条から第28条まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第22条の2の規定は、平成30年4月1日から適用する。  
(手当の内払)
- 2 この条例による改正前の大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて平成30年4月1日からこの条例の公布の日までの間に支払われた特殊勤務手当は、この条例による改正後の大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

## 条例第21号

大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月19日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市職員の退職手当に関する条例(昭和33年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第8条第5項第2号中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

第9条第1項及び第2項中「第8条第1項」を「前条第1項」に改め、同条第3項中「第8条」を

「前条」に改め、同条第5項中「第8条第1項」を「前条第1項」に改める。

第9条の2第3項第2号中「第2項」を「前項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条例第22号

大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月19日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(大和高田市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 大和高田市税賦課徴収条例(昭和26年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「(第40条第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第12条第1項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第19条中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第23条中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第27条第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加える。

第40条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加える。

第40条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第84条を第84条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

第84条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区

分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第85条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第85条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第86条第1項中「第84条第1項」を「第84条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第90条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号中「イ パイプたばこ」を「ア 葉巻たばこ」に、「ロ 葉巻たばこ」を「イ パイプたばこ」に、「ハ 刻みたばこ」を「ウ 刻みたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第86条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第84条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第84条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。



- (1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法
- (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法
- ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)
- イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額
- 第86条に次の4項を加える。
- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。
- 第87条中「5,262円」を「5,692円」に改める。
- 第88条第3項中「第84条」を「第84条の2」に改める。
- 第90条中「第84条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。
- 附則第5条の4第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。
- 附則第10条の2中第18項を第19項とし、第17項の次に次の1項を加える。
- 18 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。
- 附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める
- 第2条 大和高田市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。
- 第86条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。
- 附則第10条の2第17項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第18項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

附則第29条中「第44項、第45項」を「第43項、第44項」に、「第48項」を「第47項」に改める。

第3条 大和高田市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第86条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第87条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 大和高田市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第86条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「(昭和59年法律第72号)」を削る。

第87条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 大和高田市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第85条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第86条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成27年条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項中「新条例」を「大和高田市税賦課徴収条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第84条第1項」を「大和高田市税賦課徴収条例第84条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中大和高田市税賦課徴収条例第84条を第84条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第85条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第86条から第88条まで及び第90条の改正規定並びに第6条並びに附則第4条から第6条までの規定  
平成30年10月1日

(2) 第1条中大和高田市税賦課徴収条例第12条第2項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)及び同条例第27条第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定  
平成31年1月1日

(3) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第3条の規定  
平成31年4月1日

- (4) 第2条中大和高田市税賦課徴収条例第86条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中大和高田市税賦課徴収条例第11条第1項及び第3項並びに第40条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第7条及び第8条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中大和高田市税賦課徴収条例第12条第1項の改正規定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第19条及び第23条の改正規定並びに同条例附則第4条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第9条及び第10条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日
- (10) 第1条中大和高田市税賦課徴収条例附則第10条の2第18項を同条第19項とし、第17項の次に1項を加える改正規定 この条例の公布の日又は生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日のいずれか遅い日  
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の大和高田市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の大和高田市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の大和高田市税賦課徴収条例第11条第1項及び第3項並びに第40条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間(以下この条において「適用期間」という。)に地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等(以下この条において「中小事業者等」という。)が取得(同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした同項に規定する機械装置等(以下この条において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同項に規定するリース取引(以下この条において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第5条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第8条第1項及び第10条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成27年条例第28号)附則第6条第1項に規

定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の大和高田市税賦課徴収条例(第4項及び第5項において「30年新条例」という。)第84条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第8条第1項及び第10条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第9条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条	第90条第1項若しくは第2項、	大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第5条第3項、
第9条第2号	第90条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第5条第2項
第9条第3号	第75条の6第1項の申告書、第90条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第5条第3項の納期限
第90条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式
第90条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項
第92条の2第1項	第90条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第2項
	当該各項	同項
第93条第2項	第90条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項

5 30年新条例第91条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第6条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第9条第3号の項中「第75条の6第1項の申告書、第90条第1項」とあるのは、「第90条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第8条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第10条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の大和高田市税賦課徴収条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第9条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条	第90条第1項若しくは第2項、	大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年
-----	-----------------	--

		改正条例」という。) 附則第8条第3項、
第9条第2号	第90条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第8条第2項
第9条第3号	第75条の6第1項の申告書、第90条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第8条第3項の納期限
第90条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式
第90条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第3項
第92条の2第1項	第90条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第2項
	当該各項	同項
第93条第2項	第90条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第3項

5 32年新条例第91条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第9条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第10条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の大和高田市税賦課徴収条例(以下この項及び次項において「33年新条例」という。)第9条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条	第90条第1項若しくは第2項、	大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第10条第3項、
第9条第2号	第90条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第10条第2項
第9条第3号	第75条の6第1項の申告書、第90条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第10条第3項の納期限
第90条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式
第90条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第3項
第92条の2第1項	第90条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第2項
	当該各項	同項
第93条第2項	第90条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第3項

- 5 33年新条例第91条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

**条例第23号**

大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月19日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例の一部を改正する条例  
大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例(平成28年条例第18号)の一部を次のように改

正する。

第2条中「有する」の次に「者であって、」を加え、「第50条に規定する被保険者（同法第55条第1項第2号に掲げる入所をしたことにより同項及び同条第2項の規定の適用を受ける被保険者を含む。）」を「の規定による被保険者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(住所地の特例)

第2条の2 前条の規定にかかわらず、同条に規定する要件（第2号を除く。）に該当する者が奈良県内の他の市町村の区域内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）（以下この条において「障害者支援施設等」という。）に入所をしたことにより、大和高田市から当該他の市町村の区域内に住所を変更した場合は、この条例により医療費の助成を受けることができる。継続して2以上の障害者支援施設等に入所をしている者の最初に入所をした障害者支援施設等への入所前の住所が大和高田市の区域内であったときも、同様とする。

第3条中「前条」を「第2条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 条例第24号

大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月19日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例

大和高田市介護保険条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

#### 条例第25号

大和高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月19日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大和高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者第10条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



**規 則**

**規則第21号**

一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成30年3月31日

大和高田市長 吉田 誠克

一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則  
一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則(昭和33年規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第5口の表中「

6 2
6 2
6 2
6 2
6 2
6 3
6 3
6 3
6 3
6 3
6 3
6 4
6 4
6 4
6 4
6 4
6 4
6 5
6 5
6 5
6 5
6 5
6 5
6 6
6 6
6 6
6 6
6 6
6 6
6 6
6 7
6 7
6 7
6 7
6 7
6 7

68

」を

「

- 61
- 62
- 62
- 62
- 62
- 62
- 62
- 63
- 63
- 63
- 63
- 63
- 63
- 64
- 64
- 64
- 64
- 64
- 64
- 64
- 64
- 65
- 65
- 65
- 65
- 65
- 66
- 66
- 66
- 66
- 66
- 67
- 67
- 67
- 67
- 67

」に改める。

別表第5ハの表中「

- 66
- 66
- 66
- 66
- 66

66
67
67
67
67
67
67
68
68
68
68
68
68
68
69
69
70
70
71

」を

「

65
66
66
66
66
66
66
66
66
67
67
67
67
67
67
67
67
67
68
68
68
68
68
68
68
68
68
69

」に改める。

別表第5ニの表中「

29
29
29
30
30
30
31
31
31
32
32
32
33
33
34
34
35

」を

「

28
28
28
29
29
29
29
30
30
30
30
31
31
31
31
32
32

」に、

「

49
49
49
50
50
50

5 1
5 1
5 1
5 2
5 2
5 2
5 3
5 3
5 4
5 4
5 5

」を

「

4 8
4 8
4 9
4 9
4 9
4 9
4 9
5 0
5 0
5 0
5 0
5 0
5 1
5 1
5 1
5 1
5 1

」に、

「

4 3
4 3
4 4
4 4
4 5
4 5
4 6
4 6
4 7
4 7
4 8
4 8

49
49
50
50
51

」を

「

42
42
43
43
43
43
44
44
44
44
44
45
45
45
45
46
46
47

」に改める。

別表第5ホの表中「

34
35
36
37
37
38
38
39
39
40

」を

「

33
34
34
35
35
36

36
37
38
39

」に、

「

62
62
62
62
62
63
63
63
63
63
64
64
64
64
64
65

」を

「

61
61
62
62
62
62
62
62
62
62
63
63
63
63
63
63
63

」に、

「

75
75

76
76
77
77
78
78
79
79
80
80
81
81
82
82
83

」を

「

74
74
74
74
74
74
74
74
74
74
74
74
74
74
74
74
74
74

」に、

「

49
49
49
50
50
50
51
51



5 1
5 2
5 2
5 2
5 3
5 3
5 4
5 4
5 5

」を

「

4 8
4 8
4 9
4 9
4 9
4 9
4 9
4 9
4 9
5 0
5 0
5 0
5 0
5 0
5 0
5 1
5 1
5 1

」に改める。

別表第5への表中「

7 8
7 9
8 0
8 1
8 1
8 1
8 1
8 1
8 2
8 2
8 2
8 2
8 2
8 2
8 3

83
83
83
83
84

」を

「

77
78
78
79
79
80
80
81
81
81
81
82
82
82
82
83
83
83
83

」に、

「

93
94
95
96
97
98
99
100
101
101
102
102
103
103
104
104

105

」を

「

- 92
- 92
- 93
- 93
- 93
- 94
- 94
- 94
- 95
- 95
- 95
- 96
- 96
- 96
- 97
- 97
- 97

」に、

「

- 64
- 64
- 65
- 65
- 66
- 66
- 67
- 67
- 68
- 68
- 69
- 70
- 71
- 72
- 73
- 73
- 74
- 74
- 75
- 75
- 76
- 76

77
78
79
80
81

」を

「

64
64
65
65
66
66
67
67
68
68
68
68
69
69
69
69
70
70
70
70
71
71
71
71
72
72
73

」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

規則第22号

大和高田市会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月31日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市会計規則の一部を改正する規則  
大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中第5号を第6号とし、第3号及び第4号を削り、第2号の次に次の3号を加える。

- (3) 議会事務局の課長
- (4) 教育委員会の事務部局の課長及び課に配属する参事
- (5) 選挙管理委員会事務局長

第1条の2に次の1号を加える。

- (7) 農業委員会事務局長

第2条第1項中「別表第1左欄に掲げる箇所の室長、課長及び参事」を「課長」に、「者を」を「者のうちから」に改め、同条第2項中「ときは、」を「ときは当該事由の存する期間中、」に改め、同項に次の後段を加える。

この場合において、前項の規定により出納員に充てられた職員は、当該期間中は、出納員の職を免じられたものとする。

第43条中「第161条第15号」を「第161条第1項第15号」に改める。

第43条の2第1項に次の1号を加える。

- (9) 日本放送協会に対して支払う放送受信料

別表第1を次のように改める。

別表第1(第2条、第2条の2及び第3条関係)

出納員等の設置箇所	委任する事務の範囲	分任出納員となるべき職及び者
会計課	現金(証券を含む。)の出納(小切手の振出しを含む。)及び保管 物品の出納及び保管 所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
改革推進局	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
企画広報課	ふるさと応援寄附金の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
秘書課	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
法務情報課	公文書の写しの発行に係る複写料の収納 所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
人事課	職員等の福利厚生費及び所得税の取纏金の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
財政課	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
財産管理課	市有地等の貸付金の収納 庁舎等に係る使用料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
税務課	証明及び閲覧に係る手数料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	市民税係長

収納対策室	市県民税・固定資産都市計画税・軽自動車税・国民健康保険税及びその附帯金に係る収納 市税等滞納整理及び滞納処分等に係る収入の収納 公売に係る処分費等の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	所属職員
庁舎建設室	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
市民課	戸籍及び住民基本台帳に関する証明書、印鑑登録証明書その他証明書の交付に係る手数料の収納 戸籍、住民基本台帳その他証明書の閲覧等に係る手数料の収納 火葬場使用料に係る使用料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	窓口係長
人権施策課	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
曙町隣保館	生きがい活動支援通所事業に係る負担金の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	館長
曙町青少年会館	体育館使用料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
土庫隣保館	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	館長
埜青少年会館	体育館使用料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
市場隣保館	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	館長
市場青少年会館	体育館使用料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
東雲隣保館	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	館長
東雲青少年会館	体育館使用料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
自治振興課	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
市民協働推進課	市民交流センターの運営に係る使用料の収納 住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付に係る手数料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	所属職員

産業振興課	農用地区域外証明等に係る手数料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
危機管理課	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
生活安全課	J R 高田駅西側駐車場及び各サイクルポート 使用料の収納 高架下自転車保管に係る手数料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
選挙管理委員会事務局	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
農業委員会事務局	大和平野土地改良区決済金に係る収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
社会福祉課	老人福祉法（昭和38年法律第133号）に 基づく措置費用徴収金等に係る収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
保護課	生活保護法（昭和25年法律第144号）に 係る返還金の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
児童福祉課	子育て短期支援及び母子自立支援事業に係る 収入の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
保育課	保育料の収納 各保育所及び幼保連携型認定こども園の使用 料（保育料を除く。）及び諸費等に係る収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	所属職員
健康増進課	各種検診及び予防接種等健康増進事業に係る 収入の収納 保健センターの運営に係る使用料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
介護保険課	介護保険料及びその附帯金の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	大和高田市介護保 険条例施行規則（平 成12年規則第5 9号）第3条第1項 に規定する徴収職 員に任命された者
地域包括支援課	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
保険医療課	後期高齢者医療保険料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	医療係に所属する 職員

天満診療所	診療に係る一部負担金の収納 診療に係る手数料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	天満診療所係長
土木管理課	道路占用料等に係る使用料の収納 証明書発行等に係る手数料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
営繕住宅課	市営住宅及びその附帯施設等に係る使用料の収納 市営住宅に係る敷金の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	所属職員及び大和高田市営住宅等家賃徴収嘱託員に関する要綱(平成3年告示第11号)第3条第2項に規定する嘱託員
都市計画課	駅前広場駐車場等に係る使用料の収納 屋外広告物等に係る手数料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
環境衛生課	し尿収集運搬に係る手数料の収納 葬祭場等に係る使用料の収納 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づく手数料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	環境衛生係長
契約監理室	入札及び契約に係る保証金の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
クリーンセンター企画整備課	廃棄物処理に係る手数料の収納 廃棄物処理に係る保証金の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	企画総務係長
クリーンセンター美化推進課	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
議会事務局庶務課	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
教育総務課	教育委員会職員等に係る福利厚生費及び所得税の取纏金の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	保健給食係長
学校教育課	幼稚園及び児童ホームに係る保育料の収納 小・中学校等に係る使用料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	所属職員(指導主事を除く。) 幼稚園長
商業高校事務管理課	高校の授業料等使用料の収納 高校の入学考査及び入学料等に係る手数料の収納 他所管に係る収入の収納	



	所管に係る物品の出納・保管	
文化振興課	文化会館の運営に係る使用料の収納 文化会館の運営に係る手数料の収納 文化会館友の会に係る入会及び更新料 チケットの売捌保証金の収納 物品販売料 その他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
生涯学習課	中央公民館の運営に係る使用料及び手数料の収納 葛城コミュニティセンターの運営に係る使用料の収納 各種教室及び講座の受講料 物品販売料 その他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	生涯学習係に属する職員
体育振興課	総合体育館等の使用料の収納 各種教室及び講座の受講料 その他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
青少年課	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
議会事務局庶務課	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
監査委員事務局	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
会計課	現金(証券を含む。)の出納(小切手の振出しを含む。)及び保管 物品の出納及び保管 所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

規則第26号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年5月31日

大和高田市長 吉田 誠克

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(平成23年規則第13号)の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「交付」の次に「の際における本人確認」を加え、同条第1項を次のように改める。

福祉事務所長は、保護金品を交付しようとするときは、当該保護金品を受けようとする者が本人であることを確認するため、被保護者に生活保護費支払票(様式第45号)の提示を求めるものとする。ただし、生活保護費振込金融機関届出書(様式第46号)の提出により口座振替の方法で交付するときは、この限りでない。

第14条を削る。

第15条中「様式第48号」を「様式第47号」に改め、同条を第14条とする。

第16条中「様式第49号」を「様式第48号」に改め、同条を第15条とする。

第17条中「様式第50号」を「様式第49号」に改め、同条を第16条とする。

第18条中「様式第51号」を「様式第50号」に改め、同条を第17条とする。

第19条中「様式第52号」を「様式第51号」に改め、同条を第18条とし、第20条を第19条とする。

様式第14号を次のように改める。

様式第14号(第4条関係)

資 産 申 告 書

年 月 日

大和高田市社会福祉事務所長 殿

住 所

氏 名

印

現在の私の世帯の資産の保有状況は、下記のとおり相違ありません。

1 不動産

土 地	(1) 宅 地	有 ・ 無	延面積	所有者氏名	所 在 地	抵当権
地	(2) 田 畑	有 ・ 無				有 ・ 無
	(3) 山 林 その他	有 ・ 無				有 ・ 無
建 物	(1) 居住用	有 ・ 無	延面積	所有者氏名	所 在 地	抵当権
	(2) その他	有 ・ 無				有 ・ 無

2 現金・預金、有価証券等

現金	有・無					円
預貯金	有・無	預金先	支店名	口座番号	預貯金額	
有価証券	有・無	種類	額面		評価概算額	
				円	円	

(記入に当たっては裏面の記入上の注意をよくお読み下さい。)

生命保険	有・無	契 約 先	契 約 金	保 険 料
その他の保険	有・無			

3 その他の資産

自動車 (自動二輪を含む)	有・無	使用状況	所有者氏名	車 種	排 気 量	年 式
		使 用 未 使 用			cc	年式
貴 金 属	有・無	品 名				
そ の 他 高価なもの	有・無					

4 負債(借金)

有・無	金 額	借 入 先

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、保護を受けようとする者が記入してください。
- (2) 資産の種類ごとにその有無について○で囲んでください。土地については借地等の場合も

記入してください。

(3) 有を○で囲んだ資産については、下記に従って記入してください。

① 同じ種類の資産を複数所有している場合は、その全てを記入してください。

② 有価証券は、例えば「株券、国債」等と記入し、その概算評価額は、現在売却した場合のおおよその金額を記入してください。

③ 貴金属は、例えば「ダイヤの指輪」等と記入してください。

(4) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。

(5) 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

様式第47号を削る。

様式第48号中「第15条」を「第14条」に改め、同様式を様式第47号とする。

様式第49号中「第16条」を「第15条」に改め、同様式を様式第48号とする。

様式第50号中「第17条」を「第16条」に改め、同様式を様式第49号とする。

様式第51号中「第18条」を「第17条」に改め、同様式を様式第50号とする。

様式第52号中「第19条」を「第18条」に改め、同様式を様式第51号とする。

附 則

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

## 規則第27号

大和高田市養育医療の給付に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年5月31日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市養育医療の給付に関する規則の一部を改正する規則

大和高田市養育医療の給付に関する規則(平成25年規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表の備考の項第2号(2)中「第41条第24項」を「第41条第25項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 告示第76号

差押調書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年6月1日

大和高田市長 吉田 誠克

1 この通知の発送年月日

平成30年5月15日

2 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場に掲示済み)

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

**告示第77号**

差押調書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年6月1日

大和高田市長 吉田 誠克

- 1 この通知の発送年月日  
平成30年5月16日

- 2 送達を受けるべき者  
省略（市役所前掲示場に掲示済み）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

**告示第78号**

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年6月1日

大和高田市長 吉田 誠克

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため
- 2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

（1） 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
平成30年5月1日	1		1					1		
平成30年5月7日									1	
平成30年5月9日	1								1	
平成30年5月10日	4		3							
平成30年5月17日	1									
平成30年5月21日							1			
平成30年5月22日			2							
平成30年5月23日	1	1								
平成30年5月28日	5									

平成30年5月31日			1						
(2) 放置禁止区域外の公共の場所									
移動年月日	場所の区分	地区			自転車	原動機付自転車			
平成30年5月1日	道路	大和高田市大字池田地内			1				
平成30年5月2日	道路	大和高田市大字野口地内			1				
平成30年5月10日	道路	大和高田市大字池田地内			1				
平成30年5月17日	道路	大和高田市今里町目地内			1				
3	保管場所 大和高田市曾大根 大和高田市高架下自転車保管所								
4	引取期間 告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。								
5	引取時間 午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで								
6	引取りのための必要事項 (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証、運転免許証、保険証等)をお持ちください。 (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴取します。 ア 移動費 2,000円 イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴取する。総額は、1,000円を限度とする。								
7	連絡先 大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表								
<hr/>									
<b>告示第79号</b>									
平成30年6月13日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。 平成30年6月6日 大和高田市長 吉田 誠克									
<hr/>									
<b>告示第80号</b>									
差押調書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。 なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。 平成30年6月13日 大和高田市長 吉田 誠克									
1	この通知の発送年月日 平成30年6月1日								
2	送達を受けるべき者								

省略(市役所前掲示場に掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

### 告示第81号

平成30年度軽自動車税納税通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部税務課市民税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年6月14日

大和高田市長 吉田 誠克

1. 納税通知書の発送年月日

平成30年5月1日

2. この公示送達により変更する納期限

変更前 平成30年5月31日

変更後 平成30年7月5日

3. 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場に掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

### 告示第82号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成30年6月15日

大和高田市長 吉田 誠克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例第10条第3項及び同条例施行規則第5条

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成30年9月3日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成30年3月1日から平成30年3月31日までの間

### 告示第83号

平成30年6月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

平成30年6月19日

大和高田市長 吉田 誠克

## 1 平成30年度大和高田市一般会計補正予算(第1号)

平成30年度大和高田市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,326,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債は、「第3表 地方債補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13. 国庫支出金		4,242,022	4,462	4,246,484
	2. 国庫補助金	195,174	4,462	199,636
16. 寄附金		1	10,080	10,081
	1. 寄附金	1	10,080	10,081
18. 繰越金		250,000	6,958	256,958
	1. 繰越金	250,000	6,958	256,958
19. 諸収入		237,726	2,500	240,226
	4. 雑入	222,296	2,500	224,796
20. 市債		1,663,500	2,700	1,666,200
	1. 市債	1,663,500	2,700	1,666,200
補正されなかった科目に係る額		17,906,751	0	17,906,751
歳入合計		24,300,000	26,700	24,326,700



(歳出) (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,236,393	15,080	2,251,473
	1. 総務管理費	1,755,952	15,080	1,771,032
3. 民生費		10,982,946	1,620	10,984,566
	3. 生活保護費	2,831,217	1,620	2,832,837
10. 教育費		2,588,844	10,000	2,598,844
	6. 社会教育費	388,450	10,000	398,450
補正されなかった科目に係る額		8,491,817	0	8,491,817
歳 出 合 計		24,300,000	26,700	24,326,700

第2表 債務負担行為補正

(廃止)

事 項	期 間	限 度 額
広報誌等発送業務	平成32年3月末まで	1,779千円

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交通安全対策事業	千円 7,200	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 9,900	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

告示第85号

大和高田市庁舎管理規則(昭和40年規則第11号)第16条の3第2項の規定により市民交流センター庁舎内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同規則第16条の3第3項の規定により告示します。

平成30年6月21日

大和高田市長 吉田 誠克

- 1 移動理由  
大和高田市市民交流センター庁舎内に放置されていたため
- 2 移動年月日  
平成30年6月7日
- 3 保管場所  
大和高田市片塩町  
大和高田市市民交流センター
- 4 引取期間  
告示日から3月。ただし、大和高田市市民交流センター条例施行規則第2条に掲げる休館日を除く。
- 5 引取時間  
午前9時から午後5時まで
- 6 引取りのための必要事項  
印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。
- 7 連絡先  
大和高田市役所 市民協働推進課（大和高田市市民交流センター）  
電話0745-44-3210

<b>公 告</b>
------------

## 公告第27号

## 入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成30年5月11日

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	幸町公園他照明改修工事
2 工事場所	大和高田市 幸町 他 地内（幸町公園 他）
3 工事期間	契約締結日から平成30年7月31日（火）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 （1）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の電気工事に登録している者であること。 （2）大和高田市内に本店を有する者であること。 （3）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開

	<p>始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(7) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 平成30年5月14日（月）から平成30年5月18日（金）まで</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年5月21日（月）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）</p>	<p>入札説明書（仕様書）の配布は、次のとおり行います。</p>

の配布	<p>(1) 配布の期間 平成30年5月14日(月)から平成30年5月18日(金)まで</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年5月28日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成30年5月29日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年5月31日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	免除します。
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年6月1日(金)午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落</p>

	札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としします。
16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 最低制限基準比較価格	¥2,240,000- (消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

## 公告第28号

## 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成30年5月11日

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	馬冷池公園照明改修工事
2 工事場所	大和高田市 本郷町 地内(馬冷池公園)
3 工事期間	契約締結日から平成30年7月31日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとしします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の電気工事に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (7) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発

	<p>注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成30年5月14日(月)から平成30年5月18日(金)まで</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年5月21日(月)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成30年5月14日(月)から平成30年5月18日(金)まで</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、</p>

についての質疑応答	次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。) (1) 受付期限 平成30年5月28日(月)午後5時まで (2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 平成30年5月29日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成30年5月31日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局 留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
12 入札保証金	免除します。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成30年6月1日(金)午前9時10分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

17 最低制限基準比較 価格	¥1,750,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第32号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成30年6月4日

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	秋吉地内災害復旧工事
2 工事場所	大和高田市 大字秋吉 地内
3 工事期間	契約締結日から平成30年10月31日（水）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 大和高田市格付け等級がC級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格が



	<p>ないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成30年6月5日(火)から平成30年6月11日(月)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年6月12日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成30年6月5日(火)から平成30年6月15日(金)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年6月20日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p>

	<p>FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成30年6月21日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年6月25日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局 留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年6月26日(火)午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥15,690,000-(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができない</p>

	ときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。
--	--

公告第33号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成30年6月5日

大和高田市長 吉田 誠克

1 件名	感染性廃棄物処理業務
2 履行場所	大和高田市立病院 感染性廃棄物集積場
3 履行期間	平成30年7月1日から平成31年6月30日まで
4 履行内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	次に掲げる全ての要件を満たしていること。 (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は県による同様の措置を受けている者でないこと。 (4) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年告示第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下同じ。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の4の規定による特別管理産業廃棄物（感染性）収集運搬業（病院所在地及び当該廃棄物の搬入先所在地の許可）及び特別管理産業廃棄物（感染性）処理業の許可を受けている者であること。なお、いずれか一方の許可しか受けていない者は、他方の許可を受けている者と業務提携（契約書等を提出）を行っていること。 (6) 過去5年間に、国内の病床数160床以上の病院の感染性廃棄物処理業務を請け負い、1年間以上継続して誠実に履行した実績を有する者であること。 (7) 奈良県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。 (8) 当該業務を仕様書に基づき人員を配置し、確実に業務を履行できる者であること。
6 競争入札参加資格の申請	本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）及び必要書類を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本病院指定様式によるものとします。様式については、

	<p>大和高田市立病院ホームページに掲載（ダウンロード可能）していません。</p> <p>(2) 必要書類として次に掲げるものを申請書と同時に提出してください。</p> <p>ア) 病院所在地及び当該廃棄物の搬入先所在地の特別管理産業廃棄物（感染性）収集運搬業の許可書（許可書のコピー）</p> <p>イ) 特別管理産業廃棄物（感染性）処分業の許可書（許可書のコピー）</p> <p>ウ) 他方の許可を受けている者と業務提携が判る書類（契約書等のコピー）</p> <p>エ) 中間処理施設の処理能力が判る書類、パンフレット等</p> <p>オ) 過去5年間に、国内の病床数160床以上の病院の感染性廃棄物処理業務を請け負い、1年間以上継続して誠実に履行した実績を証明できる書類 又は 契約書の写しの提出</p> <p>カ) 特別管理産業廃棄物（感染性）運搬車両の車検証（コピー）と車が判る写真（前、横、後）</p> <p>キ) 暴力団排除に関する誓約書</p> <p>ク) 印鑑証明書（コピー可）</p> <p>ケ) 法人は履歴事項全部証明書（コピー可）、個人は身元証明書（コピー可）</p> <p>上記ク）、ケ）は、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿又は大和高田市立病院物品購入等入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 平成30年6月11日（月）から平成30年6月15日（金）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市礪野北町1番1号 大和高田市立病院 管理課（受付窓口にて管理課に連絡したいと、申し出て下さい）</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年6月19日（火）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付する。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）等の配布</p>	<p>入札説明書（仕様書）等の配布は、次のとおり行います。 仕様書等の必要書類は、大和高田市立病院ホームページへ掲載する。</p>

	<p>本入札への参加を希望する事業者は、同ホームページ「新着情報・トピックス」欄から必要書類をダウンロードし、取得すること。(ホームページアドレス <a href="http://ym-hp.yamatotakada.nara.jp">http://ym-hp.yamatotakada.nara.jp</a>)</p> <p>(1) 掲載期間 平成30年6月5日(火)から平成30年6月15日(金)まで</p> <p>(2) 問い合わせ先 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 管理課 TEL0745-53-2901 FAX0745-23-9282</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑は、大和高田市立病院ホームページに掲載の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成30年6月20日(水) 午後5時まで</p> <p>(2) 大和高田市立病院 管理課 FAX 0745-23-9282</p> <p>(3) 回答方法及び期日 回答は、平成30年6月22日(金)午後5時までとし、FAXにより、本件入札参加資格を認めた者すべてに行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年6月25日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市立病院 管理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、専用容器別に契約希望単価を消費税等抜きの金額で記載し、予定数量を乗じた金額の合計金額を持って比較します。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日 時 平成30年6月26日(火) 午前11時</p> <p>(2) 場 所 大和高田市立病院(放射線治療棟)3階 会議室</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者の決定方法 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲で、最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。</p>

16 契約保証金	免除します。
17 最低制限価格	設定しません。
18 契約方法	入札書へ記載された単価により、容器別に単価契約を行う。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

## 公告第34号

## 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成30年6月5日

大和高田市長 吉田 誠克

1 業務名	大和高田市橋梁定期点検業務委託
2 履行場所	大和高田市 地内
3 履行期間	契約締結日から平成31年2月28日(木)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務(鋼構造及びコンクリート部門)に登録している者であること。 (2) 平成25年4月1日以降において、官公庁発注の橋梁点検業務を元請けで1件あたり1,500万円以上の履行実績を有する者であること。 (3) 奈良県内に本店又は支店等を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」

	<p>欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 平成25年4月1日以降における橋梁点検業務の契約書の写し</p> <p>③ 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成30年6月6日（水）から平成30年6月19日（火）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年6月20日（水）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 平成30年6月26日（火）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成30年6月27日（水）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 平成30年7月2日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局 留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便</p>

	によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成30年7月3日（火）午前11時 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限基準比較価格	¥12,950,000－（消費税等抜き）
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとし、
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

### 公告第35号

#### 入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成30年6月8日

大和高田市長 吉田 誠克



1 工事名	菅原小学校児童ホーム改修工事
2 工事場所	菅原小学校(大和高田市 大字根成柿 地内)
3 工事期間	契約締結日から平成30年8月31日(金)まで (※現場施工は平成30年7月23日(月)より)
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がC又はD級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成30年6月11日(月)から平成30年6月15日(金)まで</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。

	<p>(1) 郵送日 平成30年6月18日(月)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成30年6月11日(月)から平成30年6月15日(金)まで</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年6月25日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成30年6月26日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年6月27日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p>

	<p>(1) 日時 平成30年6月28日（木）午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥6, 110, 000-（消費税等抜き）</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第36号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成30年6月8日

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	<p>保育所職員便所改修工事（浮孔保育所・片塩保育所）</p>
2 工事場所	<p>浮孔保育所 他（大和高田市 西三倉堂1丁目 他 地内）</p>
3 工事期間	<p>契約締結日から平成30年8月31日（金）まで</p>
4 工事内容	<p>入札説明書（仕様書）のとおり</p>
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p>

	<p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 平成30年6月11日（月）から平成30年6月15日（金）まで</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年6月18日（月）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知</p>

	参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成30年6月11日(月)から平成30年6月15日(金)まで</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年6月25日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成30年6月26日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年6月27日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年6月28日(木)午前9時15分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に</p>

	供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
17 最低制限基準比較価格	¥2,050,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第37号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成30年6月8日

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	保育所職員便所改修工事（天満保育所）
2 工事場所	天満保育所（大和高田市 大字吉井 地内）
3 工事期間	契約締結日から平成30年8月31日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。 (2) 大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法

	<p>の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成30年6月11日(月)から平成30年6月15日(金)まで</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年6月18日(月)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成30年6月11日(月)から平成30年6月15日(金)まで</p>

	<p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年6月25日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成30年6月26日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年6月27日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局 留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年6月28日(木)午前9時25分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p>



	(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。
16 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
17 最低制限基準比較価格	¥1,440,000-(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

### 公告第38号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに大和高田市長に意見書を提出することができる。

平成30年6月11日

大和高田市長 吉田 誠克

#### 1 都市計画の種類及び名称

名称 大和都市計画下水道 大和高田市流域関連公共下水道

#### 2 都市計画を定める土地の区域

昭和54年1月大和高田市告示第1号、平成元年9月大和高田市告示第39号、平成6年1月大和高田市告示第7号、平成16年9月告示第91号及び平成23年2月28日告示第19号の都市計画を定める区域に大和高田市大字池田、大字市場、大字岡崎、大字根成柿、大字大谷、及び大字野口地内の各一部を加える。

#### 3 都市計画案の縦覧場所

大和高田市 上下水道部 下水道課

#### 4 縦覧期間

平成30年6月11日から平成30年6月25日まで

#### 5 意見書の提出

この都市計画案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所・氏名を併記した文書1通を市長宛とし、大和高田市上下水道部下水道課へ平成30年6月25日までに必着するよう提出すること。

### 公告第39号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成30年6月13日

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	高田中学校グラウンド東側側溝及び昇降口前改修工事
2 工事場所	大和高田市 大中東町 地内（高田中学校）
3 工事期間	契約締結日から平成30年8月31日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がD級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p>

	<p>(4) 受付期間 平成30年6月14日(木)から平成30年6月20日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年6月21日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成30年6月14日(木)から平成30年6月22日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年6月28日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成30年6月29日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年7月2日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p>

	<p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年7月3日（火）午前9時40分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	¥4,030,000－（消費税等抜き）
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

## 公告第40号

### 入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成30年6月13日

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	三倉堂池災害復旧工事
2 工事場所	大和高田市 西三倉堂二丁目 地内
3 工事期間	契約締結日から平成30年10月31日(水)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がD級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成30年6月14日(木)から平成30年6月20日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p>

	<p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年6月21日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成30年6月14日(木)から平成30年6月22日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年6月28日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成30年6月29日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年7月2日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>

12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成30年7月3日（火）午前9時50分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥3,770,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

## 公告第41号

## 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成30年6月13日

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	永和町地内水路災害復旧工事
2 工事場所	大和高田市 永和町 地内
3 工事期間	契約締結日から平成30年9月30日（日）まで

4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成30年6月14日(木)から平成30年6月20日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うもの



確認通知	とし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成30年6月21日(木) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。 (1) 閲覧等の期間 平成30年6月14日(木)から平成30年6月22日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。) (1) 受付期限 平成30年6月28日(木)午後5時まで (2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 平成30年6月29日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成30年7月2日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとな

	ります。
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年7月3日（火）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥1,580,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第42号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成30年6月13日

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	日之出西本町地内側溝維持工事
2 工事場所	大和高田市 日之出西本町 地内
3 工事期間	契約締結日から平成30年9月30日（日）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p>

	<p>(2) 大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 平成30年6月14日（木）から平成30年6月20日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年6月21日（木）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を</p>

	<p>送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成30年6月14日(木)から平成30年6月22日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年6月28日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成30年6月29日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年7月2日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局 留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年7月3日(火)午前10時10分</p> <p>(2) 場所</p>

	大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥1,580,000- (消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

## 公告第43号

## 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成30年6月13日

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	曙町地内側溝修繕工事
2 工事場所	大和高田市 曙町 地内
3 工事期間	契約締結日から平成30年9月30日(日)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開

	<p>始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 平成30年6月14日（木）から平成30年6月20日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年6月21日（木）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望</p>

の閲覧等	<p>者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成30年6月14日(木)から平成30年6月22日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年6月28日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成30年6月29日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年7月2日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年7月3日(火)午前10時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p>

	(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥1,430,000-（消費税等抜き）
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第44号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成30年6月13日

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	土庫小学校消火栓設備改修工事
2 工事場所	大和高田市 土庫3丁目 地内（土庫小学校）
3 工事期間	契約締結日から平成30年8月31日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事（水道）に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 甲種消防設備士第1類の有資格者を主任技術者として配置できる者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。



	<p>(7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(3)の条件を満たすことを証する書類(資格証の写し)及び5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成30年6月14日(木)から平成30年6月20日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年6月21日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成30年6月14日(木)から平成30年6月22日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間</p>

	<p>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年6月28日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成30年6月29日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年7月2日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年7月3日(火)午前11時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落</p>

	札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥3,130,000-(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

## 公告第45号

## 公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

平成30年6月22日  
大和高田市長 吉田 誠克

下記により差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

1	公売財産の内容	別紙付表のとおり	
2	公売の方法	入 札	
3	公売日時	参加 申込	平成30年7月5日 午後1時00分から平成30年7月23日 午後1 1時00分まで
		入札	平成30年7月30日 午後1時00分から平成30年8月6日 午後1時00分まで
		開札	平成30年8月6日 午後1時30分
4	公売場 所	インターネット上 Yahoo!官公庁オークションのページ ( <a href="http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/">http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/</a> )	
5	公売保証 金及び見 積価額	別紙付表のとおり	
6	公売保証 金納付期 限	平成30年7月5日 午後1時00分から平成30年7月23日 午後11時00分まで	

7	売却決定	日時	平成30年8月13日 午後1時 00分	場所	大和高田市収納対策室
8	買受代 金納付 期限	日時	平成30年8月13日 午後2時 30分	(ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分続行の停止があった場合を除く)	
9	買受人に ついての 資格 その他の 要件	大和高田市インターネット公売ガイドラインに従う			
10	その他	<p>1. 入札に参加するためには、参加申込が必要です。また、公売に参加するためには、上記参加申込期間中に、公売財産の売却区分ごとに公売保証金を納付いただく必要があります。</p> <p>2. 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は買受人の負担となります。</p> <p>3. 大和高田市は瑕疵担保責任を負いません。</p> <p>4. 公売における注意事項については大和高田市ホームページ上のインターネット公売ガイドラインを確認してください。</p> <p>5. 公売物件の地図・写真等については大和高田市で閲覧いただけます。</p> <p>もしくは、大和高田市ホームページ (<a href="http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/auction/koubai/index.html">http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/auction/koubai/index.html</a>) でご覧いただけます。</p>			
<p><b>配当を受ける者の権利の申出について</b></p> <p>公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出て下さい。</p> <p>なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。</p>					
<p>※この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。</p> <p>大和高田市・収納対策室      TEL0745-22-1101      (内線 236)</p>					

公売公告付表

売却区分 番号	大和高田市-1-2	見積価額	1,400,000 円
		公売保証金	140,000 円
公売財産の表示	<p>(土地の表示)</p> <p>所在 奈良県大和高田市蔵之宮町                  地番 142番5                  地目 宅地                  地積 58.07㎡</p> <p>(主である建物の表示)</p> <p>所在 奈良県大和高田市蔵之宮町 142番地5                  家屋番号 142番5                  種類 居宅                  構造 木造瓦葺2階建                  床面積 1階34.76㎡                  2階31.27㎡</p> <p>以上登記簿による表示</p>		

公売財産の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近鉄南大阪線 浮孔駅から西へ約0.6km、 近鉄南大阪線 高田市駅より南東へ約1.7km(徒歩約20分)</li> <li>・家屋内部の調査はしていないため、存置物があるかは不明。</li> <li>・今回の公売は、それぞれの共有土地所有権(持分2分の1ずつ)と建物を一緒に出品する形になります。</li> </ul>
利用状況・法的規制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域 市街化区域</li> <li>・用途地域 第一種居住区域</li> <li>・建ぺい率(指定) 60%</li> <li>・容積率(指定) 200%</li> <li>・高度地区 15m</li> </ul>
その他公売条件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。</li> <li>・大和高田市は公売財産の引渡義務を負いません。</li> <li>・大和高田市は瑕疵担保責任を負いません。</li> <li>・公売物件内の動産類の撤去、カギの受け渡し等は、所有者と協議してください。</li> </ul>

## 公告第46号

## 公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

平成30年6月22日  
大和高田市長 吉田 誠克

下記により差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

1	公売財産の内容	別紙付表のとおり	
2	公売の方法	入 札	
3	公売日時	参加 申込	平成30年7月5日 午後1時00分から平成30年7月23日 午後11時00分まで
		入札	平成30年7月30日 午後1時00分から平成30年8月6日 午後1時00分まで
		開札	平成30年8月6日 午後1時30分
4	公売場所	インターネット上 Yahoo!官公庁オークションのページ ( <a href="http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/">http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/</a> )	
5	公売保証金及び見積価額	別紙付表のとおり	
6	公売保証金納付期限	平成30年7月5日 午後1時00分から平成30年7月23日 午後11時00分まで	

7	売却決定	日時	平成30年8月13日 午後1時00分	場所	大和高田市収納対策室
8	買受代金納付期限	日時	平成30年8月13日 午後2時30分	(ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分の特例の停止があった場合を除く)	
9	買受人についての資格その他の要件	大和高田市インターネット公売ガイドラインに従う			
10	その他	<p>1. 入札に参加するためには、参加申込が必要です。また、公売に参加するためには、上記参加申込期間中に、公売財産の売却区分ごとに公売保証金を納付いただく必要があります。</p> <p>2. 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は買受人の負担となります。</p> <p>3. 大和高田市は瑕疵担保責任を負いません。</p> <p>4. 公売における注意事項については大和高田市ホームページ上のインターネット公売ガイドラインを確認してください。</p> <p>5. 公売物件の地図・写真等については大和高田市で閲覧いただけます。もしくは、大和高田市ホームページ(<a href="http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/auction/koubai/index.html">http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/auction/koubai/index.html</a>)でご覧いただけます。</p>			
<p><b>配当を受ける者の権利の申出について</b></p> <p>公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出て下さい。 なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。</p>					
<p>※この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。</p> <p>大和高田市・収納対策室 TEL0745-22-1101 (内線236)</p>					

公売公告付表

売却区分番号	大和高田市-1-1	見積価額	526,000 円
		公売保証金	60,000 円
公売財産の表示	(土地の表示)		
	所在	奈良県大和高田市甘田町	
	地番	662番17	
	地目	宅地	
	地積	46.82㎡	
	(一棟の建物の表示)		
	所在	奈良県大和高田市甘田町 662番地14、662番地15、662番地16、662番地17	
	構造	木造セメント瓦葺平家建	
	床面積	141.66㎡	
	(専有部分の建物の表示)		
	家屋番号	甘田町 662番14の4	
	種類	居宅	
構造	木造セメント瓦葺平家建		
床面積	33.79㎡		
以上登記簿による表示			

公売財産の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近鉄南大阪線 高田市駅から南へ約0.8kmの宅地。</li> <li>・当該物件は、中井ハウジング宅地建物取引業者に無償貸出中。</li> <li>・対象物件の家屋は長屋4軒の西の端。土地は4筆に分筆されているうちのひとつ。</li> <li>・西側に敷地内道路1.4m幅の進入道路有り、家の入口は北側</li> <li>・物件について、居住用とするには修繕が必要と考えられる。</li> <li>・当該物件は、公道に接していない。</li> </ul>
利用状況・法的規制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域 市街化区域 第一種居住地域</li> <li>・建ぺい率(指定) 60%</li> <li>・容積率(指定) 200%</li> </ul>
その他公売条件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。</li> <li>・境界については、隣接地所有者と協議してください。</li> <li>・大和高田市は公売財産の引渡義務を負いません。</li> <li>・大和高田市は瑕疵担保責任を負いません。</li> <li>・公売物件内の動産類の撤去、カギの受け渡し等は、所有者と協議してください。</li> </ul>

### 公告第47号

大和高田市農業振興地域整備計画書を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項の規定において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供します。

大和高田市の住民は、期間満了日までに当該農業振興地域整備計画の案について市に意見書を提出することができます。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議のあるときは、期間満了日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができます。

平成30年6月22日

大和高田市長 吉田 誠克

#### 1 縦覧場所

大和高田市役所 市民部産業振興課

#### 2 縦覧期間

平成30年6月22日から平成30年7月23日までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

## 教育委員会

### 教育委員会規則第1号

大和高田市立図書館規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年6月26日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

大和高田市立図書館規則の一部を改正する規則(案)

大和高田市立図書館規則(平成17年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「(個人貸出)」に改め、同条第1項中「館外貸出し」を「個人への貸出し(以

下「個人貸出」という。）」に改め、同条第2項中「図書の館外貸出し」を「個人貸出」に改め、同条第4項中「図書の館外貸出し」を「個人貸出（電子書籍（電磁的記録によって作成された図書のうち、インターネットその他教育委員会が定める方式により利用が可能なものとして教育委員会が指定するものをいう。以下同じ。）を除く。）」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 電子書籍に係る個人貸出の手続については、教育委員会が別に定める。

第10条に次の2項を加える。

6 図書の貸出冊数は次の表のとおりとし、貸出期間は14日以内とする。

区分	貸出冊数（1人につき）
図書（電子書籍を除く。）及び視聴覚資料（ビデオテープ、カセットテープ、コンパクトディスクその他これらに類するものをいう。）	10冊（うち、視聴覚資料2点）以内
電子書籍	5冊以内

7 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めたときは、貸出冊数、点数及び貸出期間を別に指定することができる。

第11条の見出しを「(団体貸出)」に改め、同条第1項中「の館外貸出し」を「(電子書籍を除く。)の団体への貸出し（以下「団体貸出」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「図書の館外貸出し」を「団体貸出」に改める。

第13条の見出し中「館外」を削り、同条中「館外貸出し」を「個人貸出又は団体貸出」に改める。

第14条中「図書」の次に「(電子書籍を除く。）」を加え、「貸出し」を「個人貸出又は団体貸出」に改める。

第16条第1項中「図書」の次に「(電子書籍を除く。以下この条、次条及び第18条において同じ。）」を加え、同条第4項中「申込者」を「依頼者」に改める。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

**教育委員会訓令第3号**

平成30年度大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱を次のとおり定める。

平成30年5月31日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

平成30年度大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 平成30年度大和高田市立学校給食調理業務（浮孔小学校・浮孔幼稚園、陵西小学校・陵西幼稚園、片塩小学校・片塩幼稚園、菅原小学校・菅原幼稚園）を実施するに当たり、この業務を委託する事業者の特定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、平成30年度大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 実施要領の審議及び策定に関する事項
- (2) 審査基準及び審査方法に関する事項
- (3) 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項



## (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育長
- (2) 校長会代表
- (3) 園長会代表
- (4) 小学校学校栄養職員
- (5) PTA代表 2名
- (6) 企画政策部長
- (7) 財務部長
- (8) 教育委員会事務局長

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

## (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、教育長をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育委員会事務局長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から受託候補者の特定の日までとする。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 委員会の会議は、非公開とする。

## (中立の保持)

第7条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対して、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

## (守秘義務)

第8条 委員及び第6条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

## (庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

## (委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この訓令は、平成30年5月31日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成30年7月31日限り、その効力を失う。

### 教育委員会告示第9号

大和高田市教育委員会6月定例委員会を次のとおり招集する。

平成30年6月20日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

日 時 平成30年6月26日(火)午後3時00分から

場 所 市役所 4階 委員会室

議 案 第1号 平成30年度大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について(専決)

第2号 大和高田市立図書館規則の一部を改正する規則(案)について

第3号 大和高田市立図書館相互貸借要綱の一部を改正する告示(案)について

第4号 後援願いについて

第5号 その他

### 教育委員会告示第10号

大和高田市立図書館相互貸借要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年6月26日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

大和高田市立図書館相互貸借要綱の一部を改正する告示(案)

大和高田市立図書館相互貸借要綱(平成28年教育委員会告示第5号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「第5項」を「第6項」に改める。

附 則

この告示は、平成30年7月1日から施行する。

### 教育委員会公告第2号

大和高田市立学校給食調理業務の委託業者の選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

平成30年6月4日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

#### 1 目的

大和高田市の学校給食は、現在、8小学校3中学校6幼稚園で自校方式により実施しております。昨年6月からは3中学校においても自校方式による給食を開始したところです。この内の5小学校及び3中学校、5幼稚園では給食調理業務を民間事業者へ委託しておりますが、4小学校4幼稚園において委託期間が満了するにともない、引き続き、給食調理業務の委託を行う計画です。つきましては、複数の事業者から最新の知識と技術、さらに豊富な経験に基づく企画の提案を受け、「大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会」により審査を行ったうえで、学校給食の教育的意義や役割を理解し、より安全でおいしい給食を提供することができる事業者の選定を行います。

**2 業務の概要**

## (1) 事業名

大和高田市立学校給食調理業務委託

## (2) 履行場所

【A】浮孔小学校・浮孔幼稚園・・・431食/日 ドライ運用

【B】陵西小学校・陵西幼稚園・・・433食/日 ドライ運用

【C】片塩小学校・片塩幼稚園・・・392食/日 ドライ運用

【D】菅原小学校・菅原幼稚園・・・344食/日 ドライ運用

## (3) 委託の内容

「学校給食調理業務仕様書」のとおり。

「【A】浮孔小学校・浮孔幼稚園及び【B】陵西小学校・陵西幼稚園給食調理業務」と「【C】片塩小学校・片塩幼稚園及び【D】菅原小学校・菅原幼稚園給食調理業務」の2業務の選定を行う。応募については、2業務のうち希望する1業務のみの応募も可能とする。

## (4) 委託期間

平成30年8月1日から平成33年7月31日までの3年間

**3 委託者選定方法**

公募型プロポーザル方式

**4 委託料の上限額（4カ年度分合計）**

(1) 浮孔小学校・浮孔幼稚園及び陵西小学校・陵西幼稚園の調理業務を一括した金額  
¥84,000,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）

各年度の委託限度額 平成30年度（9月～3月）¥17,818,182-

平成31年度（4月～3月）¥28,000,000-

平成32年度（4月～3月）¥28,000,000-

平成33年度（4月～7月）¥10,181,818-

(2) 片塩小学校・片塩幼稚園及び菅原小学校・菅原幼稚園の調理業務を一括した金額  
¥74,700,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）

各年度の委託限度額 平成30年度（9月～3月）¥15,845,544-

平成31年度（4月～3月）¥24,900,000-

平成32年度（4月～3月）¥24,900,000-

平成33年度（4月～7月） ¥9,054,456-

**5 選考**

## (1) 選定方法

事業者の選考に当たっては、大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）による二段階審査（第1次審査、第2次審査において、評価項目ごとに得点化）を経て総合評価により優先交渉権者等を選定します。その後、優先交渉権者と仕様書及び提案書の内容について協議し、双方同意により当該業務の契約の締結予定者を決定するものです。

## (2) 審査方法

ア 第1次審査として、提出された提案書を、下記の(3)評価基準に基づいて選定委員会が

評価・採点することにより、第2次審査のヒアリングに進む上位3者以内の事業者を選定します。

イ 第2次審査として、第1次審査で選定された事業者を対象に選定委員会においてヒアリングを行い、評価基準の「⑤総合評価」として評価・採点し、第1次審査の採点に加算し、各々の合計点を200点満点として採点することにより審査します。

### (3) 評価基準

審査における評価項目と配点は以下のとおりです。

区 分	評 価 項 目	配 点
①経営基盤等	ア 事業者概要	30点
	イ 給食調理業務の受託実績	
②運営に関する考え方	ア 学校給食についての基本的な考え方	20点
	イ 円滑な業務遂行能力	
③運営体制	ア 雇用計画、資格・経験	40点
	イ 研修計画	
	ウ 安全衛生管理体制	
	エ 配置計画	
④経費の削減努力	ア 見積金額	60点
⑤総合評価（ヒアリングを含む）		50点
合 計		200点

※選定委員会の委員1名当たりの配点です。

## 6 参加資格要件

- (1) 平成30年度の大和高田市物品指名登録業者であり、かつ、取扱品目を「給食業務」としているものとする。
- (2) 本市が示す「大和高田市立小学校及び幼稚園給食調理等業務仕様書」（実施要領別添1）の業務内容を確実に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- (3) 公立小・中学校の給食施設での調理業務の受託実績が3年以上あり、かつ、現在も受託していること。（基準日 平成30年5月1日）
- (4) 「大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省作成）」、「学校給食衛生管理基準（文部科学省制定）」及び文部科学省・厚生労働省が定める給食関係のマニュアルその他関係通知等に基づく学校給食業務が可能であり、学校ごとに栄養士及び調理師の資格を有する調理員の配置が可能であること。
- (5) 過去3年間（平成27年5月1日～平成30年5月1日）に、学校給食調理業務において食品衛生法の営業停止処分を受けていないこと。
- (6) 食育に関する指導体制、社員の教育、安全・衛生管理体制、事故発生時の保証体制、社員が欠けた場合の即時サポート体制が確立されていること。
- (7) 学校給食の意義や特色を十分理解し、その円滑な実施に協力できること。
- (8) 契約時に、市が認める学校給食調理業務の実績がある保証人（業務代行者）を確保できること。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の適用を申請した者にあつては、同法の規定に基づき更正又は再生手続開始決定がなされていること。
- (11) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止期間中でないこと。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (13) 法人税、消費税及び地方消費税等の税金を滞納していないこと。契約時に納税証明書の提出を求めます。

## 7 選定スケジュール

実施要項の公表・配布	平成30年6月 4日（月）
説明会（現地見学を含む。）	平成30年6月 8日（金）
質問の受付	平成30年6月11日（月）～12日（火）
質問の回答	平成30年6月15日（金）
参加申請書及び提案書の受付期間	平成30年6月20日（水）～21日（木）
第1次審査（書類審査）による結果通知	平成30年7月 5日（木）
第2次審査（ヒアリング）	平成30年7月13日（金）
優先交渉権者の決定	平成30年7月中旬
大和高田市ホームページに選定結果公表	平成30年7月下旬
契約締結日	平成30年8月 1日（水）
給食開始予定日	平成30年9月 5日（水）

※日程については変更となる場合があります。

## 8 実施要領等の公表・配布

- (1) 公表・配布日：平成30年6月4日（月）  
大和高田市ホームページにより公表
- (2) 配布書類
- ・大和高田市立学校給食調理業務委託プロポーザル実施要領（本文書）
  - ・説明会参加申込書（様式第1号）
  - ・参加申請書（様式第2号）
  - ・誓約書（様式第3号）
  - ・提案書（様式第4-1号）（様式第4-2号）
  - ・大和高田市立小学校及び幼稚園給食調理等業務仕様書（実施要領 別添1）
  - ・大和高田市学校給食衛生管理マニュアル（実施要領別添2）
- (3) 配布方法：配布書類は、大和高田市ホームページからダウンロードしてください。

## 9 説明会

※ 応募予定の事業者は、上記の配布書類を持参の上、出席してください。

- (1) 日 時：平成30年6月8日（金）午後1時30分
- (2) 場 所：大和高田市西町1-15  
大和高田市立中央公民館 1階 視聴覚室
- (3) 申込方法：FAXにより「説明会参加申込書」（様式第1号）を平成30年6月7日（木）

午後3時までに提出して下さい。

(4) 現地見学：説明会終了後（希望される事業者のみ）

浮孔小学校・浮孔幼稚園及び陵西小学校・陵西幼稚園

片塩小学校・片塩幼稚園及び菅原小学校・菅原幼稚園

※参加人数は1事業者につき3名以内とします。

現地への移動は、参加各社の車両でお願いします。

現地見学時は、上履きをご持参ください。

## 10 質問の受付及び回答

(1) この事業者の選定に関する質問の受付期間

ア 平成30年6月11日(月)午前9時から同年6月12日(火)午後5時まで

イ 質問内容を簡潔にまとめて、FAXにて教育委員会事務局 教育総務課(担当：押川)まで送信してください。質問書の様式は任意です。FAXのみの受付とします。

(FAX 0745-53-8033)

(2) 回答

説明会に出席された全ての事業者へ、全質問をまとめた内容及びそれに対する回答を平成30年6月15日(金)にFAXにより送信します。

## 11 応募申込み

このプロポーザルに応募するものは、以下の書類を提出してください。

(1) 受付期間：平成30年6月20日(水)から6月21日(木)まで

(2) 受付時間：午前9時から午後5時まで

(3) 受付場所：大和高田市教育委員会事務局 教育総務課(直接持参してください。)

(4) 提出書類：下記のとおり

※様式のないものは、任意様式で結構です。

※書類に不備がある場合は、失格とします。

ア 参加申請書(様式第2号)

イ 誓約書(様式第3号)

ウ 提案書(様式第4-1号)(様式第4-2号)

正本1部、副本(コピー可)11部

※2業務共に応募する場合は、それぞれ1業務ごとに提案書を提出してください。

エ 直近2か年の貸借対照表 1部

オ 直近2か年の損益計算書 1部

カ 会社案内等のパンフレット 12部

## 12 第1次審査(書類審査)の結果通知

第1次審査の結果は、平成30年7月5日(木)に電話又はFAXで通知します。

## 13 第2次審査(ヒアリング)の実施

(1) 実施日：平成30年7月13日(金) 午後1時(予定)

(2) 実施場所：大和高田市役所4階 合同委員会室(予定)

(3) 提案時間：20分以内(質疑応答の時間は含みません。)※応募日時順

- (4) 説明者：3名以内
- (5) 準備物：プロジェクター、パソコン等を使用する場合は、事業者側で準備してください。(スクリーンは市が準備します。)

#### 1.4 契約の締結

##### (1) 優先交渉権者の決定等

ア 選定委員会の評価順位が第1位の者を優先交渉権者に確定し、順次、以下の交渉権者(以下「次順位者」という。)の順位を確定します。

イ 選定結果は、全ての参加者に簡易書留郵便により通知します。

ウ イの通知を受けた者は、その通知を受けた日から5日以内に「承諾・辞退届」(様式第7号)を提出してください。届出は、持参又は郵送に限ります。

エ 選定結果については、何人も異議を申し立てることはできません。

##### (2) 仕様書等の確定の協議

選定委員会より優先交渉権者確定の報告を受けた大和高田市長(以下「市長」という。)は、優先交渉権者と協議して仕様書(提案書を含む。)の内容を確定します。

※協議は、市長に代わり当該委託業務を所掌する教育総務課の担当職員が行います。

##### (3) 次順位交渉権者との協議

次の場合は、次順位の交渉権者と交渉を行います。次順位の交渉権者には、教育総務課の担当職員から別途ご案内します。

- ① 優先交渉権者が参加資格を有しなくなったとき。
- ② 優先交渉権者が辞退の届出をしたとき。
- ③ 優先交渉権者との協議が不調となったとき。

##### (4) 契約締結予定者の決定及び契約手続

仕様書等の確定により、当該確定の協議を行った交渉権者を契約締結予定者とし、当該契約締結予定者を市長が契約相手と認めたときは、遅滞なく、教育総務課の担当職員からその旨を連絡し、その後の契約締結の事務は、教育総務課において行います。

#### 1.5 留意事項

##### (1) 次に掲げる場合は、失格とします。

ア 提案書を提出期限までに提出しなかった場合

イ 市が示した委託料の上限額を超過した場合

ウ 提案書の記載内容に虚偽がある場合

エ 提案書の提出時から契約締結までの期間に、本市の入札参加資格停止措置を受けた場合

オ 提案書の提出時から契約締結までの期間に、会社更生法の適用を受けるなど、この業務の履行が困難と認められる状態に至った場合

##### (2) 応募者は、提案書の提出をもって、この実施要領その他本市が作成したこの契約に関する事項すべてを承諾したものとみなします。

##### (3) この応募に要する費用の負担は、応募者の負担とします。

##### (4) 提出された書類については、その内容の変更又は差替えはできません。

また、理由のいかんに関わらず返却いたしません。

##### (5) 提出された提案書の著作権は、提出された事業者に帰属するものですが、市が業務上で必要とする場合は、複製を作成する場合があります。

- (6) 提出された提案書は、本市の保有公文書となり情報公開請求があれば、市情報公開条例の規定に基づいた処理を行います。
- (7) 提案書を提出した後、自己の都合により、この応募の参加を辞退したい場合は、その旨を書面(様式は任意です。)で提出してください。  
市は、辞退者に対して、その後の不利益な取扱いはいたしません。

**問合せ先**

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中100番地1  
大和高田市教育委員会事務局 教育総務課  
(担当：押川、西川)  
電話：0745-22-1101 (内線135)  
FAX：0745-53-8033

**選挙管理委員会****選挙管理委員会告示第8号**

平成30年6月1日現在の大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1の数は、次のとおりである。

平成30年6月1日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

3分の1の数	19,005 人
6分の1の数	9,503 人
50分の1の数	1,141 人

**選挙管理委員会告示第9号**

公職選挙法第22条第1項の規定による平成30年9月1日現在の選挙人名簿の登録日を、平成30年9月3日に定める。

平成30年6月1日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

**農業委員会****農業委員会告示第6号**

大和高田市農業委員会7月定例委員会を次のとおり招集する。

平成30年6月26日

大和高田市農業委員会会長 今村 平治郎

日 時 平成30年7月10日(金) 午後3時  
場 所 市役所 3階 東会議室



議 案

- 第1号 農地法第3条第1項について申請の件
- 第2号 農地法第5条規定による申請の件
- 第3号 農地法第18条第6項について通知の件
- 第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について
- 第5号 その他

公 営 企 業

**企業管理規程第1号**

大和高田市水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

大和高田市上下水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程

大和高田市水道事業事務分掌規程(昭和42年企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「工務グループ、管理・給水グループ」を「工務係、管理・給水係」に改める。

第4条工務グループの項中「工務グループ」を「工務係」に、「他のグループ」を「他の係」に改め、同条管理・給水グループの項中「管理・給水グループ」を「管理・給水係」に、「他のグループ」を「他の係」に改める。

第4条の2中「管理・給水グループ」を「管理・給水係」に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

**上下水道事業公告第13号**

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成30年6月4日

(上下水道事業管理者)

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	配水管布設替工事(S03)
2 工事場所	大和高田市 池田・市場・大中 地内
3 工事期間	契約締結日から平成30年9月28日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべ

	<p>で満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事（水道）に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式（管工事（水道）用）によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 平成30年6月5日（火）から平成30年6月11日（月）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p>

	<p>(1) 郵送日 平成30年6月12日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成30年6月5日(火)から平成30年6月15日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 小会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年6月20日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道総務課 FAX 0745-23-3850</p> <p>(3) 回答期限 平成30年6月21日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年6月25日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとな</p>

	ります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成30年6月26日（火）午前9時30分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥12,330,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

上下水道事業公告第14号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成30年6月4日

（上下水道事業管理者）  
 大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	配水管布設工事（S04）
2 工事場所	大和高田市 神楽 地内
3 工事期間	契約締結日から平成30年9月28日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。

	<p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事（水道）に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式（管工事（水道）用）によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 平成30年6月5日（火）から平成30年6月11日（月）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日</p>

	<p>平成30年6月12日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成30年6月5日(火)から平成30年6月15日(金)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 小会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年6月20日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道総務課 FAX 0745-23-3850</p> <p>(3) 回答期限 平成30年6月21日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年6月25日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>

13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成30年6月26日(火) 午前9時40分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥11,020,000- (消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

## 上下水道事業公告第15号

## 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成30年6月4日

(上下水道事業管理者)  
大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	築幹大谷地内管渠工事(1)
2 工事場所	大和高田市 大谷 地内
3 工事期間	契約締結日から平成31年2月28日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式

	<p>工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がA級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 土木工事に関する1級の資格を有する監理技術者（契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にあり、監理技術者講習を5年以内に受講した者）を当該工事に専任で配置できる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（8）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 平成30年6月5日（火）から平成30年6月11日（月）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年6月12日（火）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を</p>



	<p>送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成30年6月5日(火)から平成30年6月15日(金)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年6月27日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 平成30年6月28日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年7月2日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年7月3日(火)午前9時</p>

	<p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札候補者の決定	<p>落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。</p>
16 事後審査	<p>落札候補者の優先順位により5(4)に係る確認審査を実施します。</p> <p>(1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p>
17 落札者の決定	<p>事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。</p>
18 契約保証金	<p>大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。</p>
19 最低制限基準比較価格	<p>¥78,080,000-(消費税等抜き)</p>
20 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
21 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
22 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

上下水道事業公告第16号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成30年6月4日

(上下水道事業管理者)  
大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	土枝池尻地内管渠工事(4)・給配水管移設工事(G04)
2 工事場所	大和高田市 池尻 地内
3 工事期間	契約締結日から平成31年2月28日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり

<p>5 入札参加資格要件</p>	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がA級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 土木工事に関する1級の資格を有する監理技術者（契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にあり、監理技術者講習を5年以内に受講した者）を当該工事に専任で配置できる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（8）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 平成30年6月5日（火）から平成30年6月11日（月）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日</p>

	<p>平成30年6月12日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成30年6月5日(火)から平成30年6月15日(金)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年6月27日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 平成30年6月28日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年7月2日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>

13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成30年7月3日（火）午前9時10分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
16 事後審査	落札候補者の優先順位により5（4）に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室
17 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
18 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
19 最低制限基準比較価格	¥65,280,000-（消費税等抜き）
20 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
21 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
22 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

上下水道事業公告第17号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成30年6月4日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	高6枝曾大根2丁目地内管渠工事（11）・給配水管移設工事（G1
-------	---------------------------------

	1)・配水管布設替工事(S05)
2 工事場所	大和高田市 曾大根2丁目 地内
3 工事期間	契約締結日から平成31年2月28日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がA級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 土木工事に関する1級の資格を有する監理技術者(契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にあり、監理技術者講習を5年以内に受講した者)を当該工事に専任で配置できる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(8)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成30年6月5日(火)から平成30年6月11日(月)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1</p>

	大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年6月12日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成30年6月5日(火)から平成30年6月15日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年6月27日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 平成30年6月28日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年7月2日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市</p>

	契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成30年7月3日(火) 午前9時20分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
16 事後審査	落札候補者の優先順位により5(4)に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室
17 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
18 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
19 最低制限基準比較価格	¥61,290,000-(消費税等抜き)
20 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
21 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
22 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。